

神戸親和女子大学  
新型コロナウイルス感染症対応マニュアル 《学生用》

Ver1.3

## 1. 春学期授業実施ガイドラインについて（再確認）

HPでも掲載されているように、大学では学生が安心して対面授業を受けられるように以下のことを定めています。再度確認し、感染防止に努めましょう。

### 【対面授業実施ガイドライン】

- ① 毎朝検温し、「毎日の健康観察・行動記録票」に記入してください。熱や咳、息苦しさ（呼吸困難）、だるさ（倦怠感）等の感染症を疑う症状がある場合は、登校しないでください。
- ② 登校後、発熱等体調がすぐれなくなった場合は、すみやかに保健室に行ってください。
- ③ 対面授業を受講する際には、大学への入構時の検温、手指の消毒、マスクの着用など、教職員の指示に従って行動してください。学内各所（建物入口等）に手指用消毒液を設置しています。手洗い、消毒してから教室等に入室してください。
- ④ 原則、マスクは通学時も授業中も着用してください。ただし、熱中症の恐れが考えられる場合は、屋外で近くの人と少なくとも2m以上の距離を確保できる場合等はマスクを外すなどの対応をとってかまいません。
- ⑤ 大声を出すなど、唾液の飛沫が拡散したりするような会話は控えてください。友人であっても、適切な距離（概ね1.5m以上）を保ち、対面で話すことがないようにしてください（横並びでも1m以上間隔を保つのが望ましい）。
- ⑥ 教室の換気を定期的に行ってください。常時、扉と窓を開けておくか、30分ごとに5分程度窓を全開にして換気を行ってください。
- ⑦ 着席禁止の席を設けていますので、その席は使用せず、座席の間隔を空けて着席してください。
- ⑧ 教室の備品を使用する際は使用後に学生の皆様のご協力を得ながら、アルコール消毒を行います。
- ⑨ 授業ではプリントは原則配布しません。Teamsであらかじめ配付された資料は、印刷して持参する、もしくは、所有のPC、タブレットなどに自宅でダウンロードしておいてください。授業中のPCやタブレット等の閲覧は、許可していただくよう教員には連絡済みです。
- ⑩ 学内で電源（PC、タブレット、スマートフォンなどのチャージ）を利用できる場所には限りがありますので、モバイルバッテリーを持参されることをお勧めします。
- ⑪ 食堂はメニューを限定して営業します。また、昼食をとるための場所として開放します。また、教室の利用も可能です。その際、人との距離を最低1mはとり、対面ではなく横並びで座ってください。また、食事時の会話は控えてください。昼食終了後には、机等のアルコール消毒をお願いします。
- ⑫ 実技の授業に関しては、別途ガイドラインを参照してください。

## 2. 【学生】新型コロナウイルス感染症への対応について

- 1) . 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（発熱・風邪症状等）がある場合 ..... P.4
- 2) . 新型コロナウイルス感染症と診断された場合 ..... P.6
- 3) . 新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」と判断された場合 ..... P.7
- 4) . 同居者に新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良が生じた場合、または同居者が「濃厚接触者」と認定された場合 ..... P.8
- 5) . 主な相談窓口（学外・学内連絡先、特別欠席届、個人情報の取り扱いについて） ..... P.9

## 1) . 新型コロナウイルス感染症が疑われる症状（発熱・風邪症状等）がある場合

新型コロナウイルス感染症が疑われるような症状（発熱、風邪症状、倦怠感、味覚・嗅覚障害等）がある場合は、以下に従って対応して下さい。

### (1) 登校せずに自宅待機

（登校後に体調不良となった場合は、手指衛生に努め、正しいマスク着用等の感染対策に留意し、**速やかに帰宅してください**。体調が悪く、すぐに帰宅できそうにない場合は、保健室へ来室してください。）

### (2) 大学への報告

- **報告窓口**：『**大学保健室**』へ速やかに報告して下さい。（※保健室へ連絡がつかない場合は『学生担当』へ）
- **報告内容**：**以下の①～⑦までの項目を全て記載し、「Teams」で保健室宛へ送信してください**

#### 大学への報告内容

- ① 学籍番号
- ② 氏名
- ③ 電話番号
- ④ 症状の経過（いつから症状が出始めているのか、現在の症状はどうか、薬等を使用したかなど詳細に記載）
- ⑤ 所属している部活動（なければ”なし”と記載）
- ⑥ 大学への最終入構日
- ⑦ 1人暮らし or 寮 or 実家

※ 必要時は、保健室より詳細確認のためご連絡する場合があります。

#### <療養中の対応について>

体調不良の場合は、毎日体温を計測し（朝夕 2 回以上）「毎日の健康観察記録表」に症状とともに記録して下さい。症状に応じて医療機関の受診を検討して下さい。

##### <体調についての相談先>

- ・『かかりつけ医』に相談して下さい（受診の際は、必ず事前に医療機関へ連絡し指示に従って受診して下さい）
- ・「かかりつけ医」が無く、相談先に迷う場合は、お住いの新型コロナウイルスに関する『相談窓口 I』へ相談して下さい。

（参考）兵庫県 HP より：[兵庫県／新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 \(hyogo.lg.jp\)](http://hyogo.lg.jp)

##### <相談の目安>

- ・相談、受診の目安を参考に該当する方は、早めに相談し、指示に従ってください。
- また、あくまでも目安であり、症状が強い時は、我慢せず、相談のうえ医療機関受診をしてください。

（参考）『[新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安](#)（厚生労働省）』

- ➡ 体調不良が生じた場合の病院等の診断結果及び PCR 検査等の結果は、速やかに『大学保健室』へ報告して下さい。大学保健室へ電話が繋がらなかった場合は、学生担当へ連絡して下さい。

## <出席停止期間について>

### 自宅待機中に「医療機関を受診」した場合

- ➔ 医師より「登校可能」と診断された日まで
  - ・ 受診した医療機関の医師の指示に従い、療養・登校してください。
  - ・ 体調によって医療機関の受診は必須ではありませんが、受診した際に医師へ『病名』と『いつから大学へ登校可能か』を確認し、大学保健室へ連絡して下さい。
  - ・ 医師から指示がもらえなかった場合は、下記の「『医療機関を受診せず』の場合』の指示を順守。

### 自宅待機中に「医療機関を受診せず」に、症状が改善した場合

- ➔ 次の①及び②の両方を満たすまで
  - ①：症状出現から 8 日経過している（症状出現日を 0 日とカウント）
  - ②：解熱剤等を服用していない状態で 3 日間発熱がない（解熱日を 0 日とカウント）

## 2) . 新型コロナウイルス感染症と診断された場合

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、登校停止となります。

### (1) 大学への報告

- 報告窓口：『**大学保健室**』へ**電話**で速やかに報告して下さい。（※保健室へ繋がらない場合は『学生担当』へ）  
【保健室 TEL：078-591-3790】  
【学生担当 TEL：078-591-3296 メール：[gakusei@kobe-shinwa.ac.jp](mailto:gakusei@kobe-shinwa.ac.jp)】

※大学保健室から状況把握と体調の確認をさせていただきます。

### (2) 保健所等の指示に従い療養

#### <出席停止期間について>

➔ **治癒し、「保健所や医療機関から指示された療養期間が終了するまで」**

### (3) 出席停止期間終了後、「療養証明書」を大学保健室へ提出

#### <『療養証明書』について>

- 診断日、療養終了日の日付が記載された「療養証明書」を大学保健室へ提出して下さい。
- 療養証明書の発行については、以下にお問い合わせください。
  - ・ 入院した場合：療養した医療機関、
  - ・ 宿泊療養施設に入所した場合：ホテル等宿泊療養先の医療者、
  - ・ 自宅療養した場合：保健所

※証明書等の提出がないと登校を許可しない可能性もあります

### 3) . 新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」と判断された場合

#### (1) 大学への報告

- 報告窓口：『**大学保健室**』へ**電話**で速やかに報告して下さい。（※保健室へ繋がらない場合は『学生担当』へ）  
【保健室 TEL：078-591-3790】  
【学生担当 TEL：078-591-3296 メール：[gakusei@kobe-shinwa.ac.jp](mailto:gakusei@kobe-shinwa.ac.jp)】

※大学保健室から状況把握と体調の確認をさせていただきます。

#### (2) 保健所等の指示に従ってください

PCR 検査等後は結果も含め（検査しなかった場合も）、保健所からの指示内容を大学保健室へ報告してください。

- PCR 検査等を受けて『陽性』が判明した場合  
⇒ 『2. 新型コロナウイルス感染症と診断された場合』に準ずる
- PCR 検査等を受けて『陰性』が判明した場合  
<出席停止期間について>  
➡ **保健所から指示された自宅待機期間が終了するまで**  
（＝陽性者と最後に濃厚接触した日から2週間は登校禁止）
- 保健所から PCR 検査等を受けず自宅待機を指示された場合  
<出席停止期間について>  
➡ **保健所から指示された自宅待機期間が終了するまで**  
（＝陽性者と最後に濃厚接触した日から2週間は登校禁止）

#### 「濃厚接触者」の定義

厚生労働省によると、

『必要な感染予防策をせず手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（1 m程度以内）で15分以上接触があった場合』と考えられています。

#### 4) . **同居者に新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良が生じた場合、 または、同居者が「濃厚接触者」と認定された場合**

以下の指示に従って対応してください

##### (1) 登校せずに自宅待機

##### (2) 大学への報告

- **報告窓口**：『**大学保健室**』へ速やかに報告して下さい。（※保健室へ連絡がつかない場合は『学生担当』へ）
- **報告内容**：**以下の①～⑧までの項目を全て記載し、「Teams」で保健室宛へ送信してください**

##### **大学への報告内容**

- ① 学籍番号
- ② 氏名
- ③ 電話番号
- ④ 同居者の続柄
- ⑤ 同居者の症状の経過（いつから症状が出始めているのか、現在の症状はどうか、また同居者が「濃厚接触者」と認定されている場合は可能な範囲で詳細を記載）
- ⑥ 所属している部活動（なければ”なし”と記載）
- ⑦ 大学への最終入構日
- ⑧ 住まい（実家、親戚宅、友人と同居、等）

※ 必要時は、保健室より詳細確認のための連絡をする場合があります。

##### <自宅待機中の対応について>

同居者の診断結果や PCR 検査結果等が分かり次第、大学保健室【TEL：078-591-3790】へ報告してください。  
毎日体温を計測し（朝夕 2 回以上）「毎日の健康観察記録表」に症状とともに記録してください。

##### <出席停止期間について>

##### ➔ **同居する体調不良者、または濃厚接触者の新型コロナウイルス感染症が否定されるまで**

（＝「同居者が新型コロナウイルス感染症“以外”の診断をされた」または、「同居者が PCR 検査等を受けて、『陰性』と判明するまで」）

同居者が PCR 検査等を受けて『陽性』と判明した場合、あなたは「濃厚接触者」に認定される可能性が高くなります。

##### ➢ あなたが「濃厚接触者」に認定された場合

⇒ 『**3. 新型コロナウイルス感染症の「濃厚接触者」と判断された場合**』に準ずる



## 5) . 主な相談窓口

### 学外相談窓口

神戸市 HP より：[神戸市／新型コロナウイルス感染症の健康相談に関する専用相談窓口](#)

兵庫県 HP より：[兵庫県／新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口 \(hyogo.lg.jp\)](#)

厚生労働省 HP より：[新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先](#)（各都道府県）

### 学内連絡先

内容	担当部署	連絡先
1) .新型コロナウイルス感染症を疑われる症状がある場合 2) .新型コロナウイルス感染症と診断された場合 3) .「濃厚接触者」と判断された場合 4) .「同居者」に新型コロナウイルス感染症を疑う体調不良が生じた場合、または同居者が「濃厚接触者」と認定された場合  ● 療養後の証明書等についての質問 ● 体調面についての相談	<保健室> 受付時間：9:00～17:00  ※保健室に連絡がつかない場合は、 <学生担当> 受付時間：9:00～17:00	保健室 TEL：078-591-3790 <a href="mailto:hokensitu@kobe-shinwa.ac.jp">hokensitu@kobe-shinwa.ac.jp</a>  学生担当 TEL：078-591-3296 <a href="mailto:gakusei@kobe-shinwa.ac.jp">gakusei@kobe-shinwa.ac.jp</a>
● 「特別欠席届」について	発行窓口：保健室  提出先：教務担当	保健室 TEL：078-591-3790 <a href="mailto:hokensitu@kobe-shinwa.ac.jp">hokensitu@kobe-shinwa.ac.jp</a> 教務担当 TEL：078-591-3606 <a href="mailto:swans_kyoumu@kobe-shinwa.ac.jp">swans_kyoumu@kobe-shinwa.ac.jp</a>

### 『特別欠席届』について

#### <発行対象について>

本マニュアルに従い、上記 1) ～4) の新型コロナウイルス感染症に関連した報告を大学保健室や学生担当へ**事前に申告した学生が対象**となります。

#### <対象期間について>

対象開始日は、原則大学保健室または学生担当へ**申告した日から**となります。（終了日は個々により異なります。）

#### <用紙発行>

療養期間や待機期間等が終了し、登校可となったタイミングで、「特別欠席届」用紙を**保健室まで**取りに来てください。

※療養期間中、欠席する授業については Teams 等で各担当教員へ欠席する旨を報告して下さい。

### 個人情報の取り扱いについて

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、保護の観点から取り扱うものは最低限にとどめ、個人情報の保護に慎重に努めてまいります。